

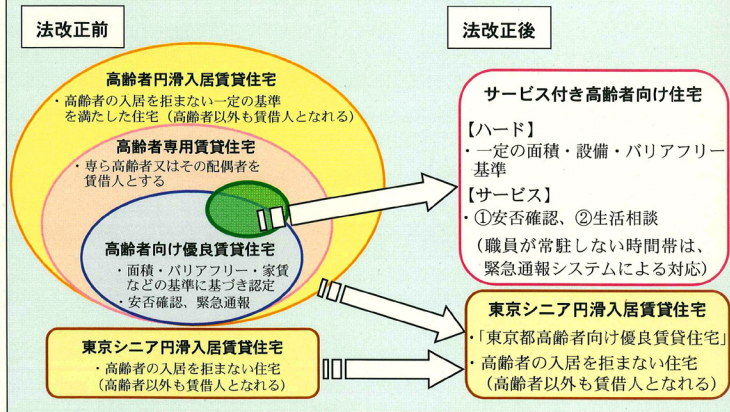
「高齢者すまい法」の改正と「高齢者の居住安定確保プラン」について

高齢者すまい法の改正 (平成 23 年 4 月)

- ▶ **高齢者単身・夫婦世帯の急激な増加**
 - ・約 1,000 万世帯 (2010 年) ⇒ 約 1,245 万世帯 (2020 年)
- ▶ **要介護度の低い高齢者も特養待機者となっている現状**
 - ・特養申込者合計約 42 万人のうち、要介護 1 及び要介護 2 の占める人数は約 13 万人
- ▶ **高齢者住宅は諸外国と比較し不足**
 - ・日本の全高齢者に対する高齢者住宅等の割合は 0.9% (2005 年)
(デンマーク 8.1%、イギリス 8.0%、アメリカ 2.1%)
- ⇒ **医療・介護と連携した生活支援サービス付き住宅の供給促進が必要**

「高齢者向け優良賃貸住宅」、「高齢者専用賃貸住宅」、「高齢者円滑入居賃貸住宅」を廃止し、**サービス付き高齢者向け住宅に一本化**
(平成 23 年 10 月 20 日改正法施行)

高齢者向け住宅及び登録制度のイメージ



高齢者の居住安定確保プラン (平成 22 年 9 月)

高齢者が多様なニーズに応じて「すまい」を選択でき、安心して暮らすことができる環境の整備が必要

- ▶ 住宅施策と福祉施策とが連携し、総合的・計画的に施策を推進するためのプラン
- ▶ 「東京都住宅マスタープラン」、「東京都高齢者保健福祉計画」、「10 年後の東京」を踏まえて作成
- ▶ 高齢者すまい法に基づく、「高齢者居住安定確保計画」としての位置づけを持ち、計画期間は、平成 22 年度から概ね 5 年間
- ▶ 高齢者向け賃貸住宅や老人ホームの供給目標、サービスの質の確保等について記載
- ▶ 既存建物を改修して、高齢者向け優良賃貸住宅を整備する場合、面積基準を緩和

法施行にあわせた文言等の整理 (平成 23 年 10 月)

- ・法改正により創設された、「サービス付き高齢者向け住宅」の追加、廃止となる「高齢者円滑入居賃貸住宅」、「高齢者専用賃貸住宅」、「高齢者向け優良賃貸住宅」に関する記載の削除
- ・「高齢者向け優良賃貸住宅」を「サービス付き高齢者向け住宅」及び「東京都高齢者向け優良賃貸住宅」に名称変更
- ・高齢者向け住宅、老人ホームの整備戸数の時点修正

今後の予定

- ・「住宅マスタープラン」、「高齢者保健福祉計画」の改定 (平成 24 年 3 月) を受けて、平成 24 年度に「高齢者の居住安定確保プラン」を改定